

雄物川水系サクラマス協議会
内共第13号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、役内・雄物川漁業協同組合、皆瀬川漁業協同組合、成瀬川漁業協同組合、県南漁業協同組合、横手川漁業協同組合、仙北漁業協同組合、仙北中央漁業協同組合、角館漁業協同組合、仙北西部漁業協同組合及び岩見川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっているさくらまスの採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
さくらます	4月1日から8月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

漁協	区域	期間
役内・雄物川	役内川雄勝中学校前堰堤の上流10m、下流25mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	山田五ヶ村堰土地改良区堰堤の上下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	湯沢総合堰頭首工の上下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	羽後町大久保頭首工の上下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
皆瀬川	皆瀬頭首工右岸上流端から上流1,200m、下流300m、左岸上流端から上流30m、下流300mまでの区域	1月1日から12月31日まで

成瀬川	真人頭首工ゲートの上下流50mまでの区域	1月1日から12月31日まで
県南	山城堰頭首工から下流300mまでの区域	1月1日から12月31日まで
横手川	新旦那堰頭首工、金沢中野揚水機場、新上堰頭首工、 新一の堰頭首工の上下流80mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	山内消防署前橋から平石堰堤までの区域	1月1日から12月31日まで
	第一頭首工から皿木橋までの区域	1月1日から12月31日まで
仙北	神成橋から下流田沢水路までの区域	1月1日から12月31日まで
	善知鳥川、湯田沢川及び七滝川	1月1日から12月31日まで
仙北中央	大仙市松倉頭首工の上流660mと下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	玉川橋から玉川と雄物川の合流点までの区域	9月1日から12月31日まで
角館	夏瀬ダムから下流広久内頭首工（堰堤下流30m）ま での区域	1月1日から12月31日まで
	各堰堤上下30m（但し、鶉ノ崎堰堤を除く）旧大野関 堰堤上下流30m	1月1日から12月31日まで
	漁場区域内の各沢	1月1日から12月31日まで
仙北西部	大仙市円行寺字オリトの沢9番地の2棚平川の起点か ら下流雄物川の合流点（棚平川）までの区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市土川字オドシ沢1番地先芦沢川の起点から下流 雄物川の合流点（芦沢川）までの区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和船岡字小黒川前国有林2013林班い小班タモ ギ沢起点から下流淀川の合流点（タモギ沢川）ま での区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和中淀川字一の古種沢起点から下流淀川の合 流点（古種沢川）までの区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和荒川字奥山沢国有林2112林班い小班大高沢 起点から下流荒川の合流点（大高沢川）ま での区域	1月1日から12月31日まで
	秋田市雄和萱ヶ沢字中田20の5地先新波川起点から下 流雄物川の合流点（新波川）までの区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和船岡字大川前国有林2018林班地先オソ沢堰 堤より上流1,000mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和下淀川字西台地先中島堰堤の上下流50mま での区域	1月1日から12月31日まで
	大仙市協和上淀川字中村川原田地先の川原堰堤の上下 流50までの区域	1月1日から12月31日まで

	大仙市協和下淀川字川原川原橋上流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
岩見川	秋田市河辺松淵字岩箱向地内芝野堰頭首工の舟通し内	1月1日から12月31日まで
	秋田市河辺岩見国有林283林班の小班小又川起点から下流岩見川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
	岩見ダムから下流丸舞川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料、高校生の場合は半額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
さくらます	手釣り・竿釣り	日券3,500円 3日券8,000円 年券15,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合事務所（第1条に記載された組合の住所）
- (2) その他組合が指定する遊漁券取扱所（第1条に記載された組合の各遊漁規則のとおり）。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和6年1月1日から施行する。

